また、同日本院は、原子力委員会委員に中西友子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
また、同日本院は、公害等調整委員会委員に松田隆利及び髙橋滋を任命することに同意した旨内閣に通知した。
また、同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に小林いずみ、上田良一、堰八義博、宮原秀夫及び渡邊博美を任命することに同意した旨内閣に通知した。
また、同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に西田貴子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
また、同日本院は、労働保険審査会委員に品田充儀及び木村亨を任命することに同意した旨内閣に通知した。
また、同日本院は、社会保険審査会委員に瀧澤泉を任命することに同意した旨内閣に通知した。

質問主意書提出

五月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動に関する英紙ガーディアンの報道に関する質問主意書（蓮舫提出）（第一一二号）

答弁書受領

五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員白眞勲提出外国の領域における武力の行使に関する質問に対する答弁書（第一〇五号）

参議院議員白眞勲提出政府が集団的自衛権の行使を認める中での公海上における核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問に対する答弁書（第一〇六号）

条約送付及び通知

五月十三日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

五月十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
港湾法の一部を改正する法律
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
森林法等の一部を改正する法律
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

報告書及び文書受領

五月十三日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二十七年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。
また、同日内閣から、土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十七年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十八年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十七年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十八年度観光施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十七年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十八年度交通施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

東宮大夫に任命する
　東宮大夫　小田野展丈
願に依り本官を免ずる（以上五月十三日）
　小町　恭士

内閣府

民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する（五月十二日）
　上村多恵子

国家公安委員会

（警察庁長官官房会計課長）警視長　池田　克史
沖縄県警察本部長を命ずる（五月十日）

警察庁

（大阪府警察本部副本部長）警視監　竹内　浩司
東北管区警察局長を命ずる
（警察庁次長）同　坂口　正芳
東北管区警察局長事務取扱を免ずる
（警察庁刑事局捜査第一課長）警視長　田中　俊恵
警察庁長官官房会計課長を命ずる
（警察庁刑事局捜査支援分析管理官）同　鎌田　徹郎
警察庁刑事局捜査第一課長を命ずる
（警察庁刑事局長）警視監　三浦　正充
警察庁刑事局捜査支援分析管理官事務取扱を命ずる（以上五月十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月十一日午後五時四十五分御出門、特別展「生誕百五十年 黒田清輝―日本近代絵画の巨匠」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同七時十分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、五月十二日午後五時二分御出門、軽トー百年記念展示を御覧のため、六本木ヒルズ森タワーヒルサイド（港区）へ、引き続き、同記念式典に御臨席のため、グランドハイアット東京（同区）へ行幸啓、同七時還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、五月十五日パラグアイ国の独立記念日につき、同月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第5項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。
平成28年5月17日
農林水産大臣　森山　裕

庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1) 漁港漁場整備法第19条第5項において準用する同法第17条第4項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2) 縦覧の期間　平成28年5月17日から平成28年6月6日まで
(3) 縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局函館開発建設部及びえりも町役場

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第6項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。
平成28年5月17日
農林水産大臣　森山　裕

境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1) 漁港漁場整備法第19条の3第6項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2) 縦覧の期間　平成28年5月17日から平成28年6月6日まで
(3) 縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、鳥取県庁、境港市

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十八年五月九日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。
平成二十八年五月十七日
国土交通大臣　石井　啓一
佐用郡佐用町（乃井野の一部①④）の地籍図及び地籍簿
佐用郡佐用町（乃井野の一部②③）の地籍図及び地籍簿
佐用郡佐用町（南中山の一部）の地籍図及び地籍簿
佐用郡佐用町（大字西下野の一部③）の地籍図及び地籍簿
朝来市（大字山東町粟鹿・山東町一品の各一部）の地籍図及び地籍簿
朝来市（和田山町内海、和田山町竹ノ内の各一部）の地籍図及び地籍簿